

青森県報

第三千二百五十六号

平成二十二年
六月三十日
(水曜日)

目次

規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………	(こども)	一
青森県母子保健法施行細則の一部を改正する規則……………	(同)	二
青森県病院事業条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………	(病院局)	二
	(経営企画室)	二

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………	(青少年)	二
	(男女共画課)	二
出先機関……………		
道路の位置の指定……………	(上北地域)	三
	(民局)	三
右 同……………	(同)	三

教育委員会

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………	(教職員課)	三
青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令……………	(職員福利課)	五
青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令……………	(同)	六

人事委員会

人事委員会規則六 一八(公益的法人等への職員の派遣等)		
-----------------------------	--	--

規 則

の一部を改正する規則……………(職員課) ……七
 人事委員会規則一四 一(委託地方公共団体の職員に係る
 管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則…(管理課) ……八

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十三号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の備考一の5中「第三百十四条の七第一項第一号及び第二項」を「第三百十四条の七」に改め、同一の6中「第七十八条第二項第一号、第九十二条第一項及び」を「第七十八条第一項、第二項第一号並びに同項第二号及び第三号(これらの規定中地方税法第三百十四条の七第一項第二号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)、第九十二条第一項並びに」に改め、「第四十一条の十九の二第一項」の下に、「第四十一条の十九の三第一項及び第二項、第四十一条の十九の四第一項及び第二項」を加える。別表第三の備考一の5中「第三百十四条の七第一項第一号及び第二項」を「第三百十四条の七」に改め、同一の6中「第七十八条第二項第一号、第九十二条第一項及び」を「第七十八条第一項、第二項第一号並びに同項第二号及び第三号(これらの規定中地方税法第三百十四条の七第一項第二号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)、第九十二条第一項並びに」に改め、「第四十一条の十九の二第一項」の下に、「第四十一条の十九の三第一項及び第二項、第四十一条の十九の四第一項及び第二項」を加える。

附 則

- この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。
- 改正後の青森県児童福祉法施行細則別表第一及び別表第三の規定は、この規則の

施行の日以後に行われる療育の給付に係る青森県児童福祉法施行細則第五条第二項に規定する療育徴収金又は同日以後の期間に係る同規則第十八条第二項に規定する入所等徴収金の額について適用し、同日前に行われた療育の給付に係る同規則第五条第二項に規定する療育徴収金又は同日前の期間に係る同規則第十八条第二項に規定する入所等徴収金の額については、なお従前の例による。

青森県母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十四号

青森県母子保健法施行細則の一部を改正する規則

青森県母子保健法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表の備考一の5中「第三百十四条の七第一項第一号及び第二項」を「第三百十四条の七」に改め、同一の6中「第七十八条第二項第一号、第九十二条第一項及び」を「第七十八条第一項、第二項第一号並びに同項第二号及び第三号（これらの規定中地方税法第三百十四条の七第一項第二号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）」、「第九十二条第一項並びに」に改め、「第四十一条の十九の二第一項」の下に、「第四十一条の十九の三第一項及び第二項、第四十一条の十九の四第一項及び第二項」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県母子保健法施行細則別表の規定は、この規則の施行の日以後に行われる養育医療に係る養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に係る青森県母子保健法施行細則第八条第二項に規定する徴収金の額について適用し、同日前に行われた養育医療に係る養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に係る同項に規定する徴収金の額については、なお従前の例による。

青森県病院事業条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十二年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十五号

青森県病院事業条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森県病院事業条例の一部を改正する条例（平成二十二年六月青森県規則第三十二号）の施行期日は、平成二十二年七月一日とする。

告 示

青森県告示第四百三十一号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十二年六月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名	称	発行者 (製作者)名	該当条項
三九七	書籍	恋愛白書バステル 七月号	一九六二五〇七	宙出版	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
三九八		恋せよ少年〜たとえ大人でも〜 VOL.四	四 八六二二三	ブライト出版	
三九九		裏モノJAPAN 七月号	〇一八〇五七	鉄人社	
四〇〇		Character Selection (キャラセレクション) 七月号	〇二八九五〇七	徳間書店	

出 先 機 関

上北地域県民局告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年六月三十日

上北地域県民局長 小林 巧 一

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
十和田市東二番町三六の二及び三六の二四	一九・九五メートル	六・〇〇メートル	平成 三・五・二六

上北地域県民局告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年六月三十日

上北地域県民局長 小林 巧 一

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
十和田市東三番町七九の九、七九の一、七九の二三及び八〇の三四	九四・〇五メートル	六・〇〇メートル	平成 三・五・二六

教 育 委 員 会

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第八号

学校職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の育児休業等に関する規則（平成四年三月青森県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「配偶者（当該子の親であるものに限り。）とともに育児休業等により子を養育するための計画を有している場合は」を「職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号。以下「条例」という。）第三条第四号の規定による申出をする場合には」に改める。

第四条第一項第四号を削る。

第五条第二項中「第二項及び」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の請求の際条例第十一条第五号の規定による申出をする場合には、育児休業等計画書を育児短時間勤務承認請求書に添えるものとする。

第七条中「同項第四号中「養育」とあるのは「当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に養育」とを削る。

第九条中「同項第四号中「養育」とあるのは「当該部分休業をすることにより養育している時間に養育」とを削る。

第一号様式中

1 請求に係る子	2 請求者以外の子の親
甲 乙	甲 乙

を

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生

「3 請求期間及び時間」や「2 請求期間及び時間」、「4 備考」や「3 備考」並びに「回覧表の途中」を記す「3」や「4」の「5」や「4」の「5」の規則は、公布の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第九号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年六月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員服務規程（昭和二十七年七月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。
第七條の二第七項第四号を記す。
第二号様式の一

1 請求に係る子	氏 名	2 請求者以外の親	氏 名
	続 柄		続 柄
	生 年 月 日		生 年 月 日生

を

続 柄	子との同・別居	同居	別居
生 年 月 日	年 月 日生	就業の有無	有 無

を

1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生

「3 請求の内容」や「2 請求の内容」、「4 請求期間」や「3 請求期間」や「5 既に育児休業をした期間」や「4 既に育児休業をした期間」や「6 備考」や「5 備考」並びに「回覧表の途中」を記す「6」が「当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇により勤務しなかつた職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。」や記す。

第二号様式の一

を

1 請求に係る子	氏 名	2 請求者以外の親	氏 名	子との同・別居	同居	別居
	続 柄		続 柄	就業の有無	有	無
	生 年 月 日		年 月 日生			

を

1 請求に係る子	氏 名	2 請求者以外の親	氏 名	子との同・別居	同居	別居
	続 柄		続 柄	就業の有無	有	無
	生 年 月 日		年 月 日生			

「3 請求の内容」や「2 請求の内容」、「4 請求期間」や「3 請求期間」、「5 勤務の形態」や「4 勤務の形態」、「6 既に育児短時間勤務をした期間」や「5 既に育児短時間勤務をした期間」、「7 備考」や「6 備考」を記入する。

親・御養育の状況

4 配偶者の養育計画	
配偶者の氏名	
子を養育するための方法	育児休業 育児休業以外の休業・休暇 その他 ()
5 備考	

を

4 備考	
------	--

「改め、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を4とする。」
親・御養育の状況

1 請求に係る子		2 請求者以外の親	
氏名		氏名	
続柄		子との同・別居	同居 別居
生年月日	年月日	就業の有無	有 無

を

氏名	
----	--

1 請求に係る子	続柄	
	生年月日	年月日

「3 請求期間及び時間」や「2 請求期間及び時間」、「4 備考」や「3 備考」を記入する。同様の状況に該当する場合は、「5 既に育児短時間勤務をした期間」や「6 既に育児短時間勤務をした期間」を記入する。

- 注 1 該当する には、シ印を記入すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令第第十号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年六月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和四十一年十二月青森県教育委員会訓令第九号）の一部を次のように改正する。
別表中

中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇

中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇
職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第十五条第一項に規定する要介護者の介護その他の教育長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇

地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合に与えられる休暇
職員の保護する乳幼児が母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第十二条若しくは第十三条に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断又は予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する予防接種を受ける場合で、当該職員の介助が必要と認められるときに与えられる休暇

一日、半日又は二時間

を

に、

を

地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合に与えられる休暇

に改

め、同表の備考一中「休暇及び」を「休暇、」に、「又は疾病にかかった」を「若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定める」に、「休暇を」を「休暇及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十五条第一項に規定する要介護者の介護その他の教育長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇を」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日前に使用された改正前の青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的就職職員管理規程別表に規定する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇については、改正後の同規程別表に規定する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして教育長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇として使用されたものとみなす。

人 事 委 員 会

人事委員会規則六 一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六 一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改正する。

別表第一中「財団法人青森県国際交流協会」を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年六月三十日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一青森市の項中、「技監」を削り、「（事務管理）」を「（法規、事務管理）」に改め、「事務局長、次長」の下に、「課長」を加え、

市民センター	館長
--------	----

を削り、

浪岡教育事務所	所長、課長
---------	-------

を

浪岡教育事務所	所長、課長
市民センター	館長

に改め、

「医療局長」の下に、「医療技術局長」を加え、

同表弘前市の項中「科長、室長」の下に「（課に置く室に置くものを除く。）」を加え、同表八戸市の項中「部に置く室」を「国体室」に、「課長、総務企画グループリーダー」を「課長、室長、副室長、総務企画グループリーダー」に改め、同表黒石市の項中「課長、室長」を「課長、所長、室長」に改め、「主幹（人事担当）」を削り、

出先 機関	福祉事務所	所長、理事、課長
出先 機関	病院	院長、副院長、看護局長、事務局長、事務局次長

を

出先 機関	福祉事務所	所長、理事、課長
----------	-------	----------

に

改め、同表五所川原市の項中「室長（課に置く室に置くものを除く。）」及び「庁舎管理」を削り、「予算担当」を「予算、庁舎管理担当」に、「総務課庶務係長、行政係長」を「総務係長、秘書係長」に改め、「財政係長」の下に「管財係長」を加え、「秘書担当」を「法規担当」に、

出先 機関	総合支所	総合支所長、総合支所次長
出先 機関	保育所	所長（金木保育所に置くものに限る。）

を

出先 機関	総合支所	総合支所長
----------	------	-------

に

改め、同表十和田市の項中

出先 機関	支所	支所長、課長
出先 機関	保育所	園長（十和田湖保育園に置くものを除く。）

を

出先 機関	支所	支所長
----------	----	-----

に

改め、同表三沢市の項中「行政管理係長」を「行政経営係長」に、「文書法規係長」を「法規係長」に改め、「教育長」の下に、「教育部長」を加え、「教育次長」を削り、同表むつ市の項中「秘書広聴監、理事、次長、財政調整監、課長、主幹」を「理事、政策推進監、課長、室長、総括主幹」に、「秘書、庁舎管理、予算担当」を「予算、庁舎管理担当」に、「人事、予算担当」を「人事、事務管理、秘書、予算担当」、主査(予算担当)に改め、「理事、課長」を「理事、政策推進監、課長」に改め、同表平川市の項中

収入役室	課長
------	----

を

会計管理者室	会計管理者、課長
--------	----------

に改

め、「室長」を削り、同表外ヶ浜町の項中「課長」の下に「室長」を加え、同表藤崎町の項中

収入役室	課長
------	----

を

会計管理者室	会計管理者
--------	-------

に改

め、同表中泊町の項中「支所長、課長」を「支所長」に改め、同表野辺地町の項中「総務課総括主幹(人事担当)」の下に「企画財政課総括主幹(予算担当)」を加え、同表東北町の項中

収入役室	課長
------	----

を

会計管理者室	会計管理者
--------	-------

に改

め、同表六ヶ所村の項中

収入役室	室長
------	----

を

会計管理者室	会計管理者、室長
--------	----------

に改

め、同表東通村の項中

収入役室	室長
------	----

を

会計管理者室	会計管理者
--------	-------

に改

め、同表風間浦村の項中

会計管理者室	会計管理者
--------	-------

を

会計管理者室	会計管理者、課長
--------	----------

に改

め、同表佐井村の項中「室長」を「副参事(人事、予算担当)」に改め、「室長補佐(予算担当)」及び

出先 機関	保育所	所長(佐井村保育所に置くものに限る。)
----------	-----	---------------------

を削り、

同表田子町の項中

出先 機関	介護老人保健施設	施設長、看護師長
----------	----------	----------

を

出先 機関	介護老人保健施設	施設長、看護師長
訪問看護ステーション	看護師長	

に改め、

同表一部事務組合下北医療センターの項中「事務局次長、副理事」を「副理事」に改め、同表西北五環境整備事務組合の項中「事務局次長」の下に「次長」を加え、「次長」を「事務局次長」に改め、同表中部上北広域事業組合の項中「財政課長」を削り、

収入役室	課長
------	----

を

会計管理者室	会計管理者
--------	-------

に改

め、同表下北広域行政事務組合の項中「しもきた療育園長」を削り、同表上北地方教育・福祉事務組合の項中「財政課長」を削り、同表備考第二号の二を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭